

社会福祉法人恵友会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人恵友会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員並びに顧問（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用の支給基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）常勤役員とは、役員等のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （2）非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （3）報酬とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- （4）費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の総額）

第3条 各年度における、理事及び監事に対する報酬の総額は8,000,000円以内とする。

2 評議員に対する各年度の報酬の総額は定款に定める額とする。

（報酬の支給）

第4条 常勤役員及び非常勤役員等には、勤務形態に応じて、報酬を支給する。

（常勤役員の報酬の算定方法）

第5条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とし、理事会の決議を経て、支給額を定める。

（非常勤役員等の報酬の算定方法）

第6条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

（費用の支給）

第7条 常勤役員には、常勤職員給与規程に定める通勤手当に準じて、通勤交通費を支給する。

2 役員等には、業務に応じて、必要となる費用を実費弁償する。

（当法人職員給与との併給）

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている役員等には、本規程に基づく報酬及び費用は支給しない。

（報酬の支給方法）

第9条 報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- 1 常勤役員に対する報酬は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、これを繰り上げる。
- 2 新たに常勤役員に就任した者には、就任日の属する月から報酬を支給する。また、常勤役員が退任し、又は解任された場合には、その日の属する月までの報酬を支給する。
- 3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（費用の支給方法）

第10条 費用は、必要とする時期に、実費を支給する。

（端数の処理）

第11条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第12条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第13条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

（施行日）

- 1 この規程は、2022年1月1日から施行する。

（関連規程の廃止）

- 2 この規程の施行により「社会福祉法人恵友会費用弁償に関する支給基準」は廃止する。

附則 この規程は、2026年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬）

常勤役員報酬	月額上限を500,000円とし、月額100,000円から月額500,000円までの範囲で、理事会において定める額とする。
--------	--

別表 2（非常勤役員等の報酬）

別表 2 に定める日額については、税控除後の金額とする。

（1）評議員

評議員会への出席	日額10,000円
----------	-----------

（2）理事

業務執行理事としての業務	半日につき日額10,000円 または1日につき日額20,000円
理事会等会議への出席	日額10,000円

（3）監事

監事監査等の業務	半日につき日額10,000円 または1日につき日額20,000円
理事会等会議への出席	日額10,000円

（4）顧問

顧問の報酬については、これを支給しない。